

17日、オンタリオ州政府は急速に拡大しているオミクロン株への対応として、店舗等における収容人数及び非公式な懇親会における人数制限等について発表しました。これらの措置は、2021年12月19日（日）より発効しております。

1 オンタリオ州政府は以下の屋内施設における50%の収容人数制限を導入しております。

- レストラン、バー、その他の飲食店
- パーソナル・ケアサービス
- パーソナル・フィットネス・トレーナー
- 小売業者（食料品店や薬局を含む）
- ショッピングモール
- スポーツやレクリエーションのフィットネス活動に使用される施設の非観客エリア
- 屋内レクリエーション設備
- 屋外レクリエーション設備の屋内クラブハウス等

これらの制限は、結婚式、葬儀、宗教的奉仕等に使用されている施設には適用されませんが、企業や施設においては、施設で許可されている収容人数制限を行う必要があります。

2 また、以下についても追加の保護対策として適用されております。

○レストラン、バー、その他の飲食店等におけるテーブル着席人数は10人に制限され、客は着席の状態であることが求められます。

○レストラン、バー、その他の飲食店等は午後11時までに閉店する必要がありますが、テイクアウトと配達には午後11時以降も許可されます。

○スポーツイベント、コンサート会場、劇場、映画館等での飲食サービスは禁止されません。

○店内での午後10時以降のアルコールの販売、午後11時以降のアルコール摂取が制限されます。

3 さらに、非公式の懇親会での感染を抑制するため、懇親会における人数は、屋内で10人、屋外で25人に制限されております。

【オンタリオ州政府の発表】

<https://news.ontario.ca/en/release/1001366/ontario-further-strengthening-response-to-omicron>

在トロント日本国総領事館

Tel : 1-416-363-7038

e-mail: access@to.mofa.go.jp

website: <http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/>